

第1 審査会の結論

平成30年1月12日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成30年1月26日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、平成20年1月から平成29年12月までの期間中、県立小林高等学校において生徒の死亡（自殺・病死・事故死等）が理解できる文書について本件請求を行った。

なお、審査請求人は、本件請求の中で、その他の文書についても開示請求を行っているが、それらについては、当該審査請求の対象ではないため、本答申では言及しない。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る文書について文書の存否を答えることができないとし、本件決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件決定に対して平成30年1月30日に審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「不開示決定処分を取り消す」との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 法律及び条例は原則公開である。
- (2) 国家のレゾンデートルは人権（生命・自由・幸福追求権）である。
- (3) 児童生徒の生き死に、自殺は国民の最大の関心事である。

第4 審査請求に対する実施機関の説明等

実施機関は、弁明書において、本件決定の理由をおおむね以下の通り説明している。

- (1) 本件請求に係る対象文書は、県立高等学校管理運営規則第49条により、当該期間中に県立小林高等学校から県教育委員会に対して提出された生徒事故報告書（以下「事故報告書」という。）となる。
- (2) 本件請求は、特定の学校名を挙げて行われており、開示請求に係る公文書の存在を答えること自体が、特定の学校において、生徒が死亡（自殺・病死・事故死等）した事案があったかどうかを明らかにすることになる。

- (3) 仮に全ての学校についてそれぞれ開示請求された場合、存否を応答してしまうと、学校毎の死亡事案の有無が判明してしまうことになり、ひいては、死亡した生徒の特定につながる。
- (4) よって、死亡事案の有無を明らかにすること自体が宮崎県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号が保護しようとしている権利利益を侵害することから条例第9条を適用し、存否応答拒否とした。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年 8月20日	諮問を受けた。
平成30年12月12日	諮問の審議を行った。
平成31年 1月30日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 事実関係について

- (1) 実施機関が本件請求において対象とした事故報告書について、本件請求とは別の開示請求において一定の期間中に報告を受けた事故報告書を特定し、年毎の総数及び案件毎の事故報告書については学校名等を不開示とした上で部分開示決定を行った事案（以下「他の事案」という。）がある。
- (2) 他の事案については、諮問第66号において審査請求が提起され、当審査会として答申第66号を発出し、学校名を不開示としたことについて妥当であるが、報告年を不開示としたことは妥当ではない趣旨の結論を出している。

2 本件決定に対する判断について

以上の事実関係があることから、本審査会としては答申第66号との整合性を考慮しながら、以下のとおり本諮問案件に係る判断を行うこととする。

- (1) 答申第66号において、事故報告書に記載された内容は、文書の性質上、明らかに秘匿性の高い個人情報かつ個人識別性のある部分を除いたとしても、それ以外の部分を開示することにより個人の権利利益を害するおそれのある情報であるとして、学校名を含む部分を不開示としたことは妥当であるとしている。
- (2) 一方で事故報告書の報告年を開示してもその他の部分が不開示であれば事故にあった生徒の識別には至らないとして、報告年については開示すべきとの考え方をとっている。

- (3) 以上のことから、他の事案において事故報告書の学校名は不開示が妥当であるが、報告年を開示すべきとしている中、全ての学校に対し当該報告年における事故報告書について開示請求された場合、存否を応答してしまうと、特定の年における学校毎の死亡事案の有無が判明してしまうことになり、ひいては死亡した個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。
- (4) 関係する事案である諮問第66号に係る答申第66号における事情についてその後大きな変化もないため、本件諮問案件については、結果として存否応答拒否を行うことが妥当であると判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。